

草加市パートナーシップ宣誓制度

草加市では、多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざすことを理念とした「草加市人権尊重都市宣言」を制定したことを受け、*性的少数者の困難や生きづらさの軽減につなげるため、令和3年12月20日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

*性的少数者とは、身体の性別と性自認が一致しない人や性的指向が同性や両性に向く人などをいいます。

草加市パートナーシップ宣誓制度とは

草加市パートナーシップ宣誓制度は、*パートナーシップの関係にある二人の宣誓を、市が尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付するものです。

制度により法的効力は生じませんが、二人の関係を対外的に証明することにより、性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく輝いて暮らせる一助になることを期待するものです。

*パートナーシップとは、お二人又はお一人が性的指向や性自認に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約束した関係をいいます。



宣誓することができる人

◆お二人またはお一人が性的少数者である二人が次のいずれにも該当していること

- ①成年に達していること
- ②市内に住所を有している又は3か月以内に転入予定であること
- ③配偶者（事実婚含む）及びパートナーシップの関係にある者がいないこと
- ④近親者でないこと（パートナーシップにある者同士の養子縁組を除く）

宣誓に必要な書類

- ①住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（発行から3か月以内のもの）
※市内に住所を有し市が住民基本台帳を閲覧することに同意すれば省略可
- ②戸籍抄本等の独身であることを証明する書類（発行から3か月以内のもの）
※草加市に本籍があり市が独身である情報を閲覧することに同意すれば省略可
- ③本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）

宣誓の流れ

◆宣誓日時の予約

宣誓を希望する7日前までに、電話・FAX・メール・来所のいずれかで予約してください。

予約受付は、月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分(祝日・年末年始を除く)です。FAX・メールは24時間受け付けますが、予約時間外に届いたものは翌開庁時間内に連絡します。

◆宣誓

予約した日時にパートナーの2人でお越しください。

本人確認書類を提示の上、必要書類を提出してください。「パートナーシップ宣誓書」、パートナーシップの宣誓に関する確認書を市職員の面前で署名してください。

◆受領証等の交付

宣誓に係る書類一式を確認の上、パートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領カードを即日交付します。

※転入予定の場合はパートナーシップ宣誓書受付票をお渡します。

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

様 様



草加市パートナーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓がされたことを証します。

令和 年 月 日

草加市長 印

 パートナーシップ宣誓書受領カード

草加市パートナーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓がされたことを証します。

本人 パートナー

様 様

年 月 日生 年 月 日生

 宣誓日 年 月 日 第 号

草加市長 印

市民・事業者のみなさまへのお願い

この制度を通して、多様性を認め合い、一人ひとりの個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざしています。

宣誓によって、法律上の権利・義務(婚姻、相続、税金の控除等)が生じませんが、お二人の関係性の説明や理解を得るためのものとして、提示されることがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

【予約・問合せ】 草加市 総合政策部 人権共生課
電 話：048-922-0825
FAX：048-927-4955
メール：jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp